

農水産業協同組合貯金保険機構定款

施行	昭和48年	9月	1日
変更	昭和61年	8月29日	
	平成元年	11月20日	
	平成8年	6月26日	
	平成10年	3月13日	
	平成13年	4月10日	
	平成15年	3月31日	
	平成16年	12月28日	
	平成18年	5月	1日

目次

第一章	総則（第一条 第五条）
第二章	資本金及び出資（第六条 第九条）
第三章	運営委員会（第十条 第十七条）
第四章	役員等（第十八条 第二十六条）
第五章	業務及びその執行（第二十七条 第三十一条）
第六章	財務及び会計（第三十二条 第三十九条）
第七章	雑則（第四十条 第四十二条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この機構は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払及び貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（設立の根拠及び名称）

第二条 この機構は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「法」という。）により設立し、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）と称する。

2 機構の英文による名称は、Agricultural and Fishery Co-operative Savings Insurance Corporation と表示する。

（事務所の所在地）

第三条 機構の事務所は、東京都千代田区に置く。

(用語)

第四条 この定款において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公告)

第五条 機構の公告は、官報に掲載して行う。

第二章 資本金及び出資

(資本金)

第六条 機構の資本金は、三億円とし、政府及び政府以外の者が出資するものとする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として、これを受けることができない。

(持分の譲渡)

第八条 出資者は、機構の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

(出資者原簿)

第九条 機構は、出資者原簿を備えておくものとする。

2 出資者原簿は、各出資者について、次の事項を記載するものとする。

- 一 出資者の名称及び住所
- 二 出資の引受け及び払込みの年月日(出資の譲渡その他出資者について異動があつた場合にはその年月日)
- 三 出資の額

第三章 運営委員会

(設置)

第十条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十一条 次に掲げる事項は、委員会の議決を経ることとする。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更

三 予算及び資金計画

四 決算

五 法第五十一条第一項に規定する保険料率及び法第五十一条の二第一項に規定する率の決定及び変更

六 第一種保険事故に係る保険金の支払の決定

七 法第五十八条第一項の期限の延長の申請

八 仮払金の支払の決定

九 保険金の支払期間、支払場所、支払方法その他農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十号。以下「施行令」という。）第十五条に定める事項の決定

十 仮払金の支払期間、支払場所、支払方法その他施行令第十六条に定める事項の決定

十一 法第六十五条第一項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資金援助の決定

十一の二 法第六十九条の三第一項に規定する資金の貸付けの決定

十二 貯金等債権の買取りの決定

十三 概算払率の決定

十四 貯金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他施行令第二十七条に定める事項の決定

十五 貯金等債権の買取りに係る精算払の支払額、支払期間その他施行令第二十九条に定める事項の決定

十六 協定債権回収会社との協定内容の決定

十七 協定債権回収会社に対する出資額の決定

十八 協定債権回収会社に提示する資産の買取価格、損失の補てんその他の資産の買取りの委託に関する条件の決定

十九 協定債権回収会社に対する資金の貸付け又は協定債権回収会社による資金の借入れに係る債務の保証の決定

二十 法第百十一条又は第百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三第一項に規定する資金の貸付けの決定

二十一 その他委員会が特に必要と認める事項
（組織）

第十二条 委員会は、委員七人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長を一人置き、機構の理事長がこれに当たる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故が

ある場合に委員長の職務を代理するものを定めておくものとする。

(委員の任命)

第十三条 委員は、農業又は水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有するもののうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十四条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処されたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十七条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長の職務を代理するもののほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四章 役員等

(役員)

第十八条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十九条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命等)

第二十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十一条 理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任するものとする。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が第十五条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十条の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条の二 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

第五章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 法第三章第二節の規定による保険料の収納

- 二 法第三章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 法第三章第四節の規定による資金援助
- 三の二 法第六十九条の三の規定による資金の貸付け
- 四 法第四章の規定による貯金等債権の買取り
- 五 法第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務
- 六 法第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務
- 七 法第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務
- 八 法第一百一十一条又は第一百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付け
- 九 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号。以下「農水産業協同組合再生手続特例法」という。）第二章第二節及び第三章第二節の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務
（業務の委託）

第二十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関又は協定債権回収会社に対し、その業務の一部を委託することができる。

（業務方法書）

第二十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 保険関係に関する事項
- 二 保険料に関する事項
- 三 保険金及び仮払金に関する事項
- 四 資金援助に関する事項
- 四の二 法第六十九条の三の規定による資金の貸付けに関する事項
- 五 貯金等債権の買取りに関する事項
- 六 法第六十条第一項若しくは第三項又は法第七十条第一項の規定により取得した債権の行使に関する事項
- 七 法第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務に関する事項
- 八 法第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務に関する事項
- 九 法第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務

に関する事項

十 法第百十一条又は法第百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付けに関する事項

十一 農水産業協同組合再生手続特例法第二章第二節及び第三章第二節の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務に関する事項

十二 業務の委託に関する事項

十三 その他法第三十四条に規定する業務の方法

(資料の提出の請求等)

第三十条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、資料の提出を求めることができる。

2 機構は、管理人としての業務を行うときは、被管理農水産業協同組合の理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。)、監事(被管理農水産業協同組合が農林中央金庫である場合にあっては、監事並びに会計監査人及びその職務を行うべき社員)及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理農水産業協同組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理農水産業協同組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

3 機構は、その業務を行うため特に必要があると認められるときは、国又は都道府県に資料の交付又は閲覧を要請する。

(保険料等の納付の猶予及び保険料等の免除)

第三十一条 機構は、第一種保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の保険料及び負担金(法第百六条第二項に規定する負担金をいう。)(以下「保険料等」という。)の納付を、法第五十八条第一項の規定による決定の時まで猶予することができる。

2 機構は、保険事故が発生したとき(第一種保険事故にあつては、法第五十八条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定があつたとき。次項において同じ。)は、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の保険料等を免除することができる。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の翌年以後の保険料等を免除するものとする。

4 前三項の規定は、第一種保険事故が発生した農水産業協同組合が、当該第一種保険事故の発生の後において業務を再開したとき以後は適用しない。

5 機構は、適格性の認定等(法第六十六条第一項に規定する適格性の認定等

をいう。以下この条において同じ。)が行われた場合において、当該適格性の認定等が行われた日の属する年から当該適格性の認定等に係る合併等(法第六十一条第二項に規定する合併等をいう。以下この条において同じ。)又は信用事業再建措置が行われる日の属する年までの当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合の保険料等が納付されていないときは、当該保険料等の納付を原則として当該適格性の認定等に係る合併等又は信用事業再建措置が行われる時まで猶予するものとする。

- 6 前項の場合において、機構は、合併等又は信用事業再建措置が行われたときは、原則として、当該適格性の認定等が行われた日の属する年から当該合併等又は当該信用事業再建措置が行われた日の属する年までの保険料等のうち未納付の額を免除することができる。
- 7 機構は、法第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分(以下この条において「管理を命ずる処分」という。)がされたときは、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の当該管理を命ずる処分がされた日の属する年の保険料等のうち未納付の額を免除することができる。
- 8 機構は、管理を命ずる処分がされたときは、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の当該管理を命ずる処分がされた日の属する年の翌年以後の保険料等を免除するものとする。
- 9 前項の規定は、当該管理を命ずる処分が終了した日以後は適用しない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第三十三条 機構は、毎事業年度、法及び農水産業協同組合貯金保険法施行規則(昭和四十八年大蔵省・農林省令第一号)(以下「施行規則」という。)の定める経理区分に従い、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに

当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。

- 3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書をその事務所に備え置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

(責任準備金)

第三十五条 機構は、法及び施行規則の定めるところにより、責任準備金を積み立てるものとする。

(借入金)

第三十六条 機構は、法第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機関（日本銀行を除く。）及び施行令第三条各号に掲げる者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

- 2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

- 3 第一項の規定による借入金の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、二、〇〇〇億円を超えないものとする。

- 4 機構は、法第百五条第一項に規定する危機対応業務（同項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れを含む。次条第一項において「危機対応業務」という。）を行うため必要があると認めるときは、一、〇〇〇億円の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

(補助金の受入れ)

第三十六条の二 機構は、危機対応業務を行うために必要があると認めるときは、法第百九条第一項の規定による政府からの補助金を受け入れることができる。

(寄付金の受入れ)

第三十七条 機構は、第二十七条に規定する業務の遂行に関し、営利を目的としない法人から寄付金を受け入れることができる。

(余裕金の運用)

第三十八条 機構は、次の方法により、業務上の余裕金を運用するものとする。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 金銭信託

(会計規程)

第三十九条 機構は、財務及び会計に関する規程を定め、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第七章 雑則

(実施規程)

第四十条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な規程は理事長が定める。

(定款の変更)

第四十一条 この定款を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるものとする。

(解散)

第四十二条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この定款は、この機構の成立の日から施行する。

2 この機構の設立当初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日から、昭和四十九年三月三十一日までとする。

3 この機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「機構の成立後遅滞なく」とする。

(特定合併に係る資金援助)

第一条の二 機構は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、法附則第六条の五から第六条の十までの規定に基づき、特定合併に係る資金援助（附帯する業務を含む。）を行う。

2 機構は、都道府県知事の承認（法附則第六条の七第一項に規定する都道府県知事の承認をいう。以下この条において同じ。）が行われた場合において、当該都道府県知事の承認が行われた日の属する年から特定合併が行われる日の属する年までの当該都道府県知事の承認に係る経営困難農水産業協同組合の保険料が納付されていないときは、当該保険料の納付を原則として当該特定合併が行われる時まで猶予するものとする。

3 前項の場合において、機構は、特定合併が行われたときは、原則として、当該都道府県知事の承認が行われた日の属する年から当該特定合併が行われ

た日の属する年までの保険料のうち未納付の額を免除することができる。

(特別業務)

第二条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、法附則第七条の規定に基づき、特別資金援助を行う。

2 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、法附則第八条の規定に基づき、貯金等債権の特別買取りを行う。

(区分経理)

第三条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別勘定を設けて整理するものとする。

一 特別資金援助

二 貯金等債権の特別買取り

三 次条に規定する特別保険料の収納

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(特別保険料)

第四条 機構は、平成八年から平成十三年までの間、保険料のほか前条各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、農水産業協同組合から特別保険料を受け入れるものとする。

2 機構は、前項に規定する特別保険料の収納に関する業務を行う場合には、第二十九条第一項の業務方法書には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、特別保険料に関する事項を記載するものとする。

3 第三十一条並びに附則第一条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において同条中「保険料」とあるのは「特別保険料」と読み替えるものとする。

(特別勘定の廃止)

第五条 機構は、平成十四年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際、特別勘定に属する資産及び負債については、一般勘定に帰属させるものとする。

附 則(昭和六十一年八月二九日)

1 この定款は、昭和六十一年九月一日から施行する。

2 この定款の施行の際現に農水産業協同組合貯金保険機構の理事である者の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成元年十一月二〇日)

この定款の変更は、平成元年十二月十八日から施行する。

附 則(平成八年六月二六日)

1 この定款は、平成八年六月二十六日から施行する。

2 改正後の農水産業協同組合貯金保険機構定款(以下「新定款」という。)

第三条の規定は、平成八年九月一日から適用する。

- 3 新定款第三十四条第一項の規定は、平成八年度に係る同項に規定する書類から適用し、同条第三項の規定は、平成七年度に係る同項に規定する書類から適用する。

附 則（平成一〇年三月一三日）

この定款の変更は、平成十年三月十三日から施行する。

附 則（平成一三年四月一〇日）

（施行期日）

第一条 この定款の変更は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この定款による改正後の第三十四条第三項の規定は、平成十四年四月一日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、平成十三年四月一日に開始する事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三一日）

この定款は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日）

この定款は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月一日）

この定款の変更は、平成十八年五月一日から施行する。